

2011年2月17日

内閣総理大臣
菅 直人 様

民主党 豪雪災害対策本部
本部長 鉢呂 吉雄

今冬の豪雪災害に関する申し入れ

今冬、日本各地で発生している豪雪災害に対し、民主党は2月1日に「豪雪災害対策本部」を設置し、福井・秋田県の現地視察等を行ってきました。これに各国会議員や地方自治体関係者の報告・要望も加え、対策本部として検討した結果、以下の点について申し入れいたします。

なお、各項目に関わる個別具体的な要請については、防災・国交・農水・総務の関係各大臣に別途申し入れを行っているところですので、総理からも各大臣に対し、党対策本部の申し入れに積極的な対応をとるようご指示いただければ幸いです。

1. 豪雪災害への一体的かつ柔軟な対応について

今冬の豪雪災害に対し、政府としても関係閣僚会議などで対策をとっておられることは承知しているが、今後も関係各省庁の連携を一層緊密にし、内閣一体となって万全の対応をとっていくこと。また、今後も様々起こりうる豪雪に関わる災害発生の際には、前例にとらわれず、柔軟かつ迅速に種々の対応を実施すること。

2. 豪雪災害対策の抜本の見直しについて

豪雪地帯の多くは過疎化、高齢化が急速に進行しており、多くの災害弱者が豪雪被害に直面している。こうした事態に鑑み、これまで実施してきた国の豪雪災害対策のあり方について、国の積極的な関わり(自衛隊の積極的な活用等を含む)、地方自治体との対等な連携など、抜本的な見直しを行うこと。

3. 地方自治体への支援、連携について

様々な豪雪災害に直面し、財政面でも苦しい状況にある各地方自治体に対し、特別交付税の活用、社会資本整備総合交付金による支援の増額等を含め、特段の配慮を行うこと。その上で、総理大臣をはじめとする各大臣のリーダーシップの下、地方自治体の要請を待って対応するだけでなく、迅速かつ柔軟な対応を行っていくよう務めること。

4. 災害救助法等の基準緩和について

災害で亡くなられた方々への弔慰金の支給などを含む災害救助法について、その弾力的な適用の検討を更に進めること。

以 上